

20210322産第3号
令和3年4月26日

計量行政審議会
会長 斎藤 保 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

計量法施行令第2条第2号ロに規定する自動はかりについて、その一部を計量法第16条第1項の使用の制限の対象から除外するための所要の改正をすることいかん。